

公益財団法人大船渡市育英奨学会の役員等に係る報酬等に関する規程

平成 26 年 2 月 6 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大船渡市育英奨学会（以下「奨学会」という。）の役員等に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第 23 条に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。役員等はいずれも非常勤とする。
- (2) 報酬とは役務提供の対価として支給するものをいう。
- (3) 費用弁償とは職務の執行に要した経費を償うことをいう。

(報酬)

第 3 条 奨学会定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき支給する報酬は、会議等の都度、1 日あたり 2,200 円を現金で支給する。ただし、理事については各年度の総額が 70,000 円を超えない範囲で、監事については各年度の総額が 40,000 円を超えない範囲で支給する。

(費用弁償)

第 4 条 奨学会定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき支給する費用弁償は、旅行の行程が片道 2 キロメートル以上にわたる場合に支給する。

2 前項の費用弁償の額は、別表のとおりとし、会議等の都度、現金で支給する。

(改正)

第 5 条 この規定の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 2 月 6 日から施行し、平成 25 年度の報酬等から適用する。
- 2 公益財団法人大船渡市育英奨学会 理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程（平成 25 年 4 月 1 日施行）及び公益財団法人大船渡市育英奨学会旅費支給規程（平成 19 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

鉄道賃、バス賃、 航空賃、船賃	車賃 (1 km につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
		県外	県内	
実 費	37 円	11,000 円	10,000 円	2,600 円

備考 1 宮城県気仙沼市に宿泊する場合の宿泊料は、県内の欄の額を適用する。

2 食卓料は船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り、支給する。